高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項、第十四条第一項、第十六条第一項又は第十九条第一項	都道府県知事	許可	
覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項	都道府県知事	指定	
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項	道路管理者	許可	
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項	都道府県知事	免許	
麻薬及び向精神薬取締法第十二条第一項ただし書又は第二十三条第一項	厚生労働大臣	許可	
麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項	厚生労働大臣	免許	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の三第一項	原子力規制委員会	許可	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の八第一項	原子力規制委員会	認可	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第三条第一項又は第十条第二項	原子力規制委員会	許可	
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十五条第一項ただし書	警察署長	許可	
電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第二項	経済産業大臣	許可	
高圧ガス保安法第五条第一項、第十四条第一項又は第十九条第一項	都道府県知事	許可	
施行令第十八条において読み替えて準用する覚せい剤取締法第三十五条第一項	厚生労働大臣	指定	
道路法第三十二条第一項	道路管理者	許可	
麻薬及び向精神薬取締法第三条第一項	都道府県知事	免許	
麻薬及び向精神薬取締法第十二条第一項ただし書又は第二十三条第一項	厚生労働大臣	許可	
麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項	厚生労働大臣	免許	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の三第一項	原子力規制委員会	許可	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の八第一項	原子力規制委員会	認可	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三条第一項又は第十条第二項	原子力規制委員会	許可	
道路交通法第四十五条第一項ただし書	警察署長	許可	
電気事業法第四十三条第二項	経済産業大臣	許可	

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第五項	都道府県知事	指定	施行令第十八条において読み替えて準用する母子保健法第二十条第五項
外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第二条第四号	厚生労働大臣	指定	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号
社会福祉士及び介護福祉法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項	都道府県知事	登録	社会福祉士及び介護福祉法第四十八条の三第一項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十二条第一項	厚生労働大臣	指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十二条第一項
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十九条第一項	都道府県知事	指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十九条第一項
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項又は第五十三条第一項本文	都道府県知事	指定	介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項又は第五十三条第一項本文
介護保険法第五十八条第一項	市町村又は特別区の長	指定	介護保険法第五十八条第一項
介護保険法第九十四条第一項又は第二項	都道府県知事	許可	介護保険法第九十四条第一項又は第二項
介護保険法第九十五条第二項	都道府県知事	承認	介護保険法第九十五条第二項
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十六条第十五項又は第十六項	都道府県知事	指定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五項又は第十六項
健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十一条第一項	都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）	指定	健康増進法第二十一条第一項
厚生労働大臣	指定		
都道府県知事	登録		
厚生労働大臣	指定		
都道府県知事	指定		
都道府県知事	指定		
市町村又は特別区の長	指定		
都道府県知事	許可		
都道府県知事	承認		
都道府県知事	指定		
都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）	指定		